

答 申 書

平成30年10月16日

米子市長 伊 木 隆 司 様

米子市指定管理者候補者選定委員会

委員長 高 橋 敬 一

平成30年10月3日付け総管起第2025号-1諮問書により貴職から諮問を受けた、市長の所管に属する公の施設の指定管理者の候補者の選定について、本選定委員会は、諮問書別紙により示された指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）及び関係資料の厳正なる調査審議を行い、この程結論を得るに至ったので、次のとおり答申する。

諮問の内容

貴職が指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）のとおりに指定管理者の候補者として選定しようとする法人等が、その対象となる公の施設の管理を適正に行うことができるものであるかどうか調査審議を行うこと。

調査審議の方法

本選定委員会は、諮問書により貴職が示された指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）の選定過程について、法人等が提出した事業計画書等及び貴下所管部局が作成された指定管理者候補者選定基準・評定票を確認することにより、当該選定過程の妥当性を検証し、その結果を踏まえ、当該候補者による施設の管理に適正を欠く面がないか、また、そのおそれがないか調査審議を行った。

答 申

貴職が示された指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）に係る法人については、その対象となる公の施設の管理に著しく適正を欠く面は認められなかった。

したがって、別紙の指定管理者候補者案（選定委員会答申）のとおり、当該候補者案としている者と、指定の条件等の細部を協議し、協議が整った場合、これを指定管理者の最終的な候補者とするのが適当と考える。

貴職におかれては、以上の答申の内容を尊重され、適切な指定管理者の候補者の選定に努められたい。

指定管理者候補者案（選定委員会答申）

【整理番号1】

1 施設の名称	米子市弓浜コミュニティー広場
2 選定の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募により選定 <input type="checkbox"/> 認定法人等を選定 <input type="checkbox"/> 特定の法人等を選定
3 選定（諮問） の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 一つの法人等を選定 <input type="checkbox"/> 複数の法人等に優先交渉権を順位付け（当該順位に基づき法人等と協議し、協議が調ったものを最終的に選定） <input type="checkbox"/> その他
4 応募件数及び 応募者の名称	1 件 ・ 特定非営利活動法人ひだまり
5 答申の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市の案を了承 <input type="checkbox"/> 市の案を了承の上、意見を具申 <input type="checkbox"/> 市の案を修正
6 候補者案又は 優先交渉権の順 位付け	[候補者案] ・ 特定非営利活動法人ひだまり
7 認定法人等又 は特定の法人等 を選定する場合 は、その理由	

指定管理者候補者案（選定委員会答申）

【整理番号2】

1 施設の名称	米子国際会議場
2 選定の方法	<input type="checkbox"/> 公募により選定 <input type="checkbox"/> 認定法人等を選定 <input checked="" type="checkbox"/> 特定の法人等を選定
3 選定（諮問） の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 一つの法人等を選定 <input type="checkbox"/> 複数の法人等に優先交渉権を順位付け（当該順位に基づき法人等と協議し、協議が調ったものを最終的に選定） <input type="checkbox"/> その他
4 応募件数及び 応募者の名称	非公募
5 答申の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市の案を了承 <input type="checkbox"/> 市の案を了承の上、意見を具申 <input type="checkbox"/> 市の案を修正
6 候補者案又は 優先交渉権の順 位付け	[候補者案] ・鳥取県が米子コンベンションセンターの指定管理者に指定する法人 (公益財団法人とっとりコンベンションビューローの予定)
7 認定法人等又 は特定の法人等 を選定する場合 は、その理由	<p>当施設は地域経済の活性化を目的として建設されたものであり、公益財団法人とっとりコンベンションビューローは、これまで指定管理者として、地域と一体となり当施設の利用促進を推進することで、経済効果を生み出してきた実績を持っている。</p> <p>また、米子国際会議場は米子コンベンションセンターと一体となった施設であり、他の部分は鳥取県が設置管理しているが、鳥取県では当該部分の管理に指定管理者制度を適用することとしていることから、米子国際会議場の管理を鳥取県と異なるものに行わせることになれば、施設管理や利用者の利便性（委託経費、利用許可、施設保全等）の観点から適当でない。</p> <p>以上の理由より、公益財団法人とっとりコンベンションビューローを指定管理者として選定する。</p>

（経済部 文化観光局 観光課）